

平成 29 年度

事業計画書

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本サイクリング協会

安全な社会生活を過ごすための自転車走行のルールの遵守とマナーの実践、正しい乗車、正しい整備等を実践する「正しいサイクリング」、健康維持と体力向上につながる「楽しいサイクリング」の普及活動を通じ、国民の心身の健全な発達と豊かな人間性の涵養をめざし、生涯スポーツとしての安全、安心で正しいサイクリングの普及を目的とし、安定性のある法人運営を目指して下記の事業を実施する。

1. 指導者の育成等事業

「正しいサイクリング」の普及発達を図るために、正しい知識と正確な技術を身につけたサイクリング指導者を育成する必要があり、その基礎となるサイクリング・リーダーの養成講習会及び一個の確立した指導者として活動できるサイクリング・インストラクターの検定試験を都道府県サイクリング協会（以下「地方協会」という。）の協力を得て開催し、希望者を本会指導者として公認する。

また、近年増加している外国人観光客を自転車でガイドしようとする通訳ガイドや、職場、地域などの自転車乗用安全担当者を意識した道路交通法を中心とした「自転車ルール指導者」の検定試験を通信方式により有償で行う。

2. BIKE TOKYO開催事業

大会を通じて、交通ルール、マナーの習得をより意識するとともに、国際的な自転車に関するレンタサイクルの標準化、サインの標準化、ルール・マナーの標準化をアピールすることを目的とし、世界の大都市で行われている交通規制を伴った大規模サイクリング大会の主催者と連携し、東京都内において大規模サイクリング大会と関連催事の実施に向けて諸事業を展開する。

3. サイクリングコース100選事業

平成23年に、本会の創立が45周年を迎えることを記念する事業として、サイクリストに優れた全国のサイクリングコースを紹介するため、本会ホームページに「JCAサイクリングコース100選」として、しまなみ海道他3コースを掲載して、現在に至っているが、これらのコース紹介事業が「サイクリング道路関連諸事業の基盤」となるよう、諸関係省庁、自治体、関連団体の協力を得てその拡大を図る。

4. 神宮外苑サイクリングコース運営事業

昭和43年の開場以来、神宮外苑絵画館周回道路他、周辺を交通規制して、自転車無料貸し出し、自転車乗り方教室、等を実施してきた本事業は継続して実施する。

5. サイクリング大会開催事業

競輪補助事業として全国サイクリング大会は年1回、ブロックサイクリング大会は各ブロック毎に1回、県単位のサイクリング大会は年20回を計画し、本会主催、当該地方協会主管という開催体制で実施していた本事業については、開催を希望する地方協会の主催及び本協会との共催で実施し、全面的に支援、協力を行う。

6. サイクリング普及推進事業

全国各地で企画立案されているサイクリング大会等の開催やサイクリング普及推進活動を支援するため、各都道府県サイクリング協会に助成するとともに、サイクリングの普及振興策に関する創意工夫等の助言や協力を行う。

7. 特別普及奨励事業

当該地域の活性化とサイクリングの普及発達を目的とし、さらに日本を象徴する聖地として崇敬の念を抱く海外サイクリストに対し、「Mt. FUJI エコサイクリング大会」を実施するとともに、「耐久サイクリング大会」については、開催経費負担のない共催形式により開催する。

8. 自転車に関する広報事業

わが国の自転車文化の醸成を図るため、制作と発送経費の半分以上を競輪補助金で賄ってきたサイクリング情報季刊誌「CYCLING Japan」の発行事業は、「一般向け、サイクリング初心者向け」という編集の趣旨を生かしつつ、経費削減を期待できるWEB等の媒体に置換し、安価な経費により発行する。

9. ブロック別会議の開催事業

毎年2月中旬に、本会主催で全国7ブロックに所属する地方協会の代表者への本会の事業計画案の提示や各種情報交換等について、実施していた会議開催事業は、原則文書に置き換えて報告し、ブロック会議を自主開催するブロックについては、本会の役職員を派遣して実施する。

10. 指導者登録証作成交付事業

公認指導者のサイクリング・ディレクター、サイクリング・インストラクター及びサイクリング・リーダーの新規登録、更新時に指導者登録証を作成、交付する。

1 1. 相談事業（サイクリング普及推進・ツアーキャンプのための基盤整備事業）

本会に要請のある地方自治体や観光協会、旅行業者等からのサイクリング大会等の開催やサイクリング普及推進活動、商品開発等の相談について、それらの事業を支援するため、サイクリングの普及振興策に関する創意工夫等及び情報提供、自転車メンテナンス、走行管理、レスキュー体制、保険制度の充実等、スムーズな運営に向けた基盤整備の助言や協力を行う。

1 2. 賛助会員拡大推進事業

本会賛助会員の拡大・管理に対応でき、且つ会員管理における個人情報保護の強化、会員入会手続きの円滑化、イベントエントリーの正確、迅速化に重点を置いて賛助会員管理システムの基盤整備を行う。

1 3. 交通安全推進事業

地方協会が開催する自転車安全教室に対し資料提供などの協力をを行い、本会主催、関連大会及び神宮外苑サイクリングコースにおいて自転車安全乗用プログラムを展開するほか、全日本交通安全協会の「自転車安全教育推進委員会」及び、国交省・警察庁の「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」に委員参加するとともに交通安全教育実施機関への協力をを行う。

1 4. 自転車に関する調査研究事業

サイクリング環境の改善を目的とした本事業として、平成29年度も大都市におけるサイクリング環境の改善をテーマとし、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに関し本会賛助会員を中心にアンケート調査を行い、調査結果を関係各所へ報告書により報告する。

1 5. サイクリングガイド育成講習事業

顧客に有償で安全に且つ有意義な観光サイクリングを提供できる高度な能力を有するサイクリングガイドを育成するため、講習会を開催するとともに標準化された教習システムを提供する。

1 6. 自転車ADRセンター協力事業

自転車が関わる交通事故の当事者同士を調停し、和解させる機関である裁判外紛争解決手続自転車ADRセンターの行う事業に、本会役員を事業運営の中心となるセンター員として協力する。

17. サイクリングイベント関係事業

(1) 協力等事業

- ・ファイブ ボロー バイク ツアー (BIKE NEWYORK) (姉妹大会提携)
- ・瀬戸内しまなみ国際サイクリング大会 (後援・協力)
- ・インターナショナルオホーツクサイクリング (主催名義協力)
- ・ツール・ド・草津 (後援・協力)
- ・時空の路ヒルクライム in 会津 (後援・協力)
- ・信越5高原ロングライド (後援・協力)

(2) 後援名義等許諾事業

サイクリング大会の普及振興を図るため、全国各地で開催されているサイクリング大会等の主催者からの本会の後援、協力等の名義使用申請に対し、安全安心な大会であるか内容を審査し、後援名義等の使用を許諾する。

18. 情報収集事業

本会役員が観光立国推進協議会の委員に就任し、職員が（一社）日本スポーツツーリズム推進機構の会員となり、観光とサイクリングに関する情報の収集を行う。

19. 理事会、評議員会

本会運営の基本事項を策定するため、理事会、評議員会を開催する。